

立川市競争入札参加者格付け及び指名基準の運用基準

立川市競争入札参加者格付け及び指名基準（昭和 53 年 12 月 20 日市長決定）第 6 条第 1 項に規定する事項は、次により運用するものとする。

指名基準の注意事項	
(1) 市内業者優先	市内に本店を有する者。市内に支店・営業所を有する者は除く。
(2) 不誠実な行為の有無その他信用状態	<p>ア 立川市競争入札等参加停止基準に基づく参加停止期間中であること。</p> <p>イ 立川市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、その状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>（ア）工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>（イ）一括下請、下請代金の支払い遅延等請負者の下請契約関係が不適切であることが判明した場合</p> <p>ウ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であること。</p>
(3) 工事成績	<p>ア 工事成績評点基準に定める工事成績の平均が過去 2 年連続して 60 点未満である場合は指名しないこと。</p> <p>イ 工事成績の平均が過去 2 年連続して 80 点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
(4) 手持工事の状況	工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
(5) 当該工事の施工	ア 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること

<p>についての技術的 適性</p>	<p>と。</p> <p>イ 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>ウ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
<p>(6) 立川市競争入札 等参加停止基準</p>	<p>別紙</p>

備考 (3) 工事成績については、制度改革による新たな制度を制定し適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 指名競争入札参加者格付け及び指名基準の運用基準(平成6年3月23日総務部長決定)は、廃止する。

附 則

この基準は、平成17年8月1日から施行する。